

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公開番号】特開2009-253601(P2009-253601A)

【公開日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2008-98240(P2008-98240)

【国際特許分類】

H 04 M 1/00 (2006.01)

H 04 M 1/60 (2006.01)

H 04 M 1/2745 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/00 R

H 04 M 1/00 V

H 04 M 1/60 A

H 04 M 1/2745

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月20日(2012.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザの携帯電話機での操作を必要とすることなく当該携帯電話機から車載ハンズフリー装置への電話帳データの転送を行うための第1の電話帳データ転送プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該第1の電話帳データ転送プロトコルを接続可能な第1の電話帳データ転送プロトコル接続手段と、

ユーザの携帯電話機での操作を必要として当該携帯電話機から車載ハンズフリー装置への電話帳データの転送を行うための第2の電話帳データ転送プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該第2の電話帳データ転送プロトコルを接続可能な第2の電話帳データ転送プロトコル接続手段と、

携帯電話機を用いたハンズフリー通信を行うためのハンズフリー通信プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該ハンズフリー通信プロトコルを接続可能なハンズフリー通信プロトコル接続手段と、

携帯電話機の電話帳データ転送プロトコルに対する対応状況を問合わせるための機能問合プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該機能問合プロトコルを接続可能な機能問合プロトコル接続手段と、

携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルを前記ハンズフリー通信プロトコル接続手段により接続させる場合に前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させ、前記携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させる制御手段とを備え、

前記制御手段は、ユーザが電話帳データの転送を指示する操作を操作手段により行った場合に、前記記憶手段に記憶されている前記携帯電話機の機能問合応答を参照して第1の電話帳データ転送プロトコル及び第2の電話帳データ転送プロトコルのうちいずれかを選択して、その選択した電話帳データ転送プロトコルを使って前記携帯電話機から車載ハンズフリー装置へ電話帳を転送させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項 2】

請求項 1 に記載した車載ハンズフリー装置において、

前記制御手段は、前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させてから規定時間が経過する前に前記携帯電話機から第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している旨が通知された場合に、前記携帯電話機が第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している旨を前記記憶手段に記憶させ、前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させてから規定時間が経過する前に前記携帯電話機から第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している旨が通知されなかった場合及び前記携帯電話機から第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している旨が通知されることなく前記規定時間が経過した場合に、前記携帯電話機が第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応していない旨を前記記憶手段に記憶させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項 3】

請求項 1 に記載した車載ハンズフリー装置において、

前記制御手段は、前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させてから規定時間が経過する前に前記携帯電話機から第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応していない旨が通知された場合に、前記携帯電話機が第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応していない旨を前記記憶手段に記憶させ、前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させてから規定時間が経過する前に前記携帯電話機から第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応していない旨が通知されなかった場合及び前記携帯電話機から第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応していない旨が通知されることなく前記規定時間が経過した場合に、前記携帯電話機が第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している旨を前記記憶手段に記憶させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項 4】

請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載した車載ハンズフリー装置において、

前記制御手段は、前記携帯電話機が第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している旨を前記記憶手段に記憶させた場合に、ユーザが電話帳データの転送を指示する操作を前記操作手段により行わなくとも、前記携帯電話機との間で第 1 の電話帳データ転送プロトコルを前記第 1 の電話帳データ転送プロトコル接続手段により接続させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項 5】

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載した車載ハンズフリー装置において、

前記制御手段は、前記記憶手段に記憶されている前記携帯電話機の機能問合応答を参照して第 1 の電話帳データ転送プロトコル及び第 2 の電話帳データ転送プロトコルに対応しているときには、第 1 の電話帳データ転送プロトコルを選択して前記携帯電話機から車載ハンズフリー装置へ電話帳を転送させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項 6】

ユーザの携帯電話機での操作を必要とすることなく当該携帯電話機から車載ハンズフリー装置への電話帳データの転送を行うための第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該第 1 の電話帳データ転送プロトコルを接続可能な第 1 の電話帳データ転送プロトコル接続手段と、

ユーザの携帯電話機での操作を必要として当該携帯電話機から車載ハンズフリー装置への電話帳データの転送を行うための第 2 の電話帳データ転送プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該第 2 の電話帳データ転送プロトコルを接続可能な第 2 の電話帳データ転送プロトコル接続手段と、

携帯電話機を用いたハンズフリー通信を行うためのハンズフリー通信プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該ハンズフリー通信プロトコルを接続可能なハンズフリー通信プロトコル接続手段と、

携帯電話機の電話帳データ転送プロトコルに対する対応状況を問合わせるための機能問

合プロトコルに対応している携帯電話機との間で当該機能問合プロトコルを接続可能な機能問合プロトコル接続手段と、

携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルを前記ハンズフリー通信プロトコル接続手段により接続させる場合に前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させ、前記携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させる制御手段とを備え、

前記制御手段は、ユーザが電話帳データの転送を指示する操作を操作手段により行った場合に、前記記憶手段に記憶されている前記携帯電話機の機能問合応答を参照して第1の電話帳データ転送プロトコルに対応していれば、第1の電話帳データ転送プロトコル及び第2の電話帳データ転送プロトコルのうち第1の電話帳データ転送プロトコルを使って前記携帯電話機から車載ハンズフリー装置へ電話帳を転送させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項7】

請求項1ないし6のいずれかに記載した車載ハンズフリー装置において、

前記制御手段は、携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルを前記ハンズフリー通信プロトコル接続手段による接続中に、前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させ、前記携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項8】

請求項1ないし6のいずれかに記載した車載ハンズフリー装置において、

前記制御手段は、携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルを前記ハンズフリー通信プロトコル接続手段により接続させた後に、前記携帯電話機との間で機能問合プロトコルを前記機能問合プロトコル接続手段により接続させ、前記携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させることを特徴とする車載ハンズフリー装置。

【請求項9】

請求項1ないし8のいずれかに記載した車載ハンズフリー装置において、

前記携帯電話機から通知される機能問合応答は、前記携帯電話機が前記第1の電話帳データ転送プロトコルに対応しているか否かの情報を特徴とする車載ハンズフリー装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に記載した発明によれば、制御手段は、携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルをハンズフリー通信プロトコル接続手段により接続させる場合に携帯電話機との間で機能問合プロトコルを機能問合プロトコル接続手段により接続させ、携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させる。そして、制御手段は、ユーザが電話帳データの転送を指示する操作を操作手段により行うと、記憶手段に記憶されている携帯電話機の機能問合応答を参照して第1の電話帳データ転送プロトコル及び第2の電話帳データ転送プロトコルのうちいずれかを選択し、その選択した電話帳データ転送プロトコルを使って携帯電話機から車載ハンズフリー装置へ電話帳を転送させる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

これにより、携帯電話機が第1の電話帳データ転送プロトコルに対応している機種であ

れば、携帯電話機の電話帳データ転送プロトコルに対する対応状況を問合せた直後に、ユーザが電話帳データの転送を指示する操作を操作手段により行わなくとも、携帯電話機から車載ハンズフリー装置に電話帳データを転送させることができ、携帯電話機に登録されている最新の電話帳データを車載ハンズフリー装置に登録させることができる。

請求項 5 に記載した発明によれば、制御手段は、記憶手段に記憶されている携帯電話機の機能問合応答を参照して第 1 の電話帳データ転送プロトコル及び第 2 の電話帳データ転送プロトコルに対応しているときには、第 1 の電話帳データ転送プロトコルを選択して携帯電話機から車載ハンズフリー装置へ電話帳を転送させる。

次に、請求項 6 に記載した発明によれば、制御手段は、携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルをハンズフリー通信プロトコル接続手段により接続させる場合に携帯電話機との間で機能問合プロトコルを機能問合プロトコル接続手段により接続させ、携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させる。そして、制御手段は、ユーザが電話帳データの転送を指示する操作を操作手段により行った場合に、記憶手段に記憶されている携帯電話機の機能問合応答を参照して第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応していれば、第 1 の電話帳データ転送プロトコル及び第 2 の電話帳データ転送プロトコルのうち第 1 の電話帳データ転送プロトコルを使って携帯電話機から車載ハンズフリー装置へ電話帳を転送させる。

請求項 7 に記載した発明によれば、制御手段は、携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルをハンズフリー通信プロトコル接続手段による接続中に、携帯電話機との間で機能問合プロトコルを機能問合プロトコル接続手段により接続させ、携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させる。

請求項 8 に記載した発明によれば、制御手段は、携帯電話機との間でハンズフリー通信プロトコルをハンズフリー通信プロトコル接続手段により接続させた後に、携帯電話機との間で機能問合プロトコルを機能問合プロトコル接続手段により接続させ、携帯電話機から通知された機能問合応答を記憶手段に記憶させる。

請求項 9 に記載した発明によれば、携帯電話機から通知される機能問合応答は、携帯電話機が第 1 の電話帳データ転送プロトコルに対応しているか否かの情報である。